

の条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」と規定し、政務調査費施行規程が制定されている。

上記のとおり、政務調査費施行規程は議長が定めていること、政務調査費の使途基準についても政務調査費条例第8条の規定により政務調査費施行規程第4条において定められていること、また、収支報告書や領収書等の関係書類等の提出を求める権限や、それらを調査する権限についても、それぞれ政務調査費条例第9条及び第10条において、知事ではなく議長に与えられていることを勘案すれば、使途基準の解釈やその適用の可否について、知事が積極的に関与することは制限されている。

以上のとおり、政務調査費制度については、地方自治法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっており、知事が地方自治法や地方財政法に基づいて一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

イ 平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示され、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

ウ また、平成21年7月7日最高裁判決では、「会派が行う調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」とされている。加えて、平成19年2月9日札幌高裁判決でも、「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の両館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされている。

さらに、平成21年9月29日東京高裁判決では、「政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」（中略）ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」（中略）はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」とされている。

エ 以上のことから、多岐にわたる個々の議員の調査研究活動を会派の政務調査活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に広範な裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものと思料する。

オ 本県の政務調査費条例においては、会派が政務調査費の交付対象とされているが、本件会派においては会派の政務調査活動を所属する議員などにゆだねていること、そして、個々の議員の調査研究活動について、会派の調査研究実施計画に沿っているか確認の上、政務調査活動と承認していることは1の(4)で確認したとおりである。

カ したがって、本件措置請求に係る本件会派の支出内容が政務調査費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、個々の議員の調査研究活動も、会派の政務調査活動となることを前提とし、また、会派の自主性、自律性を尊重した上で、一般的、外形的に政務調査費の使途基準に該当するか否かを確認することとする。

キ その確認に当たっては、政務調査費条例及び政務調査費施行規程に定める政務調査費の使途基準について、その適否を具体的に判断する際の拠り所とすることを目的に議会が自主的に策定した政務調査費マニュアル及び政務調査費経理責任者連絡会議の申し合わせ事項として作成された政務調査費マニュアルの運用を、基本的な基準として位置づけるものとする。

その理由として、政務調査費マニュアルについては、その作成において、全会派で構成する検討班で協議・検討を重ね、使途基準の一層の具体化を図るために、全会派共通の申し合わせ事項としてまとめたものであり、政務調査費条例及び政務調査費施行規程と一体となって一定の規範性を有

するものと判断した。

また、政務調査費マニュアルの運用については、政務調査費制度における適正な運用の推進を図るための検討を行う目的で設置された政務調査費経理責任者連絡会議において、判例を踏まえ、会派自ら統一的な事務処理指針として作成したものであり、法的規範を有するものではないが、各会派が個別具体的な活動について判断する際の具体的な参考事例として位置づけられているものと判断した。

ク したがって、政務調査費施行規程や政務調査費マニュアル等で定める政務調査費の使途基準に明らかに逸脱したものについては、政務調査費の返還を求めることとする。また、一般的、外形的に政務調査費の使途基準に適合していることを、議会事務局や本国会派が整理保管している証拠書類等で確認できない案件について、本国会派からの合理的な説明を得られない場合も、返還を求めることとする。

平成19年4月26日仙台高裁判決においても、「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」との判断を示している。

ケ 監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務調査費の違法又は不当な支出として指摘された個別の事項について判断する。

(3) 経過等

監査において、支出内容の確認に当たっては、議会事務局で保管する収支報告書及び証拠書類の写し（具体的な書類は、政務調査費支払証明書、証拠書類の添付様式等）並びに各会派の協力を得て、会派の政務調査費経理責任者が整理保管している証拠書類（具体的な書類は、政務調査に関する活動記録票、事務所設置状況報告書等）により確認した。

また、議会事務局への監査や、本国会派への関係人調査等を実施し、請求人の指摘した内容の確認を行ったことは、第3の3において述べたとおりである。

以下、請求人が政務調査費の違法又は不当な支出としている項目に沿って判断を述べる。

ア 調査研究費

(7) 交通費

政務調査費マニュアルでは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、JR等の鉄道料金、タクシー代、自家用車のガソリン代等の交通費が対象となっている。交通費については実費弁償を原則とするが、ガソリン代についてはその算出が困難なことから、1km当たり37円を議員の実測による走行距離に乗じて得た額としている。そして、領収書が不要である代わりに政務調査費の支払証明書により議員が証明することとされ、また、政務調査に関する一日単位の活動記録票（以下「活動記録票」という。）による実績報告を行うことで調査研究活動であることを確認する等とされている。

請求人は、「請求金額会派別・科目別明細書」（以下「明細書」という。）に記載した案件について、年間走行距離が多すぎることで、調査先や目的等が抽象的内容にとどまることなどから、本件使途基準に適合しない違法・不当な支出であると主張する。

このため、政務調査費支払証明書に記載されている支払日、支払金額、使途目的等の支出内容について、活動記録票、月単位の活動実績表（以下「活動実績表」という。）等の証拠書類により適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、錯誤によりガソリン代相当及び新幹線グリーン料金相当を充当していた案件5件9,982円を確認したので、政務調査費の支出の対象外とした。

これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、また、調査日や走行距離、支払の事実等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

また、証拠書類の添付様式に記載された使途内容が簡単な表記にとどまることから、私的な活動ととれるタクシー代が見られたが、関係人調査において、会合の主たる目的が県政に係る意見交換であることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えないものと判断した。

(4) 事務所費（光熱水費を含む）

政務調査費マニュアルでは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、事務所費も対象となっている。そして、議員が事務所を設置している場合は会派の経理責任者に事務所設置状況報告書を提出し、所有区分、兼

用の有無、面積等を明確にするよう定められている。また、事務所が複数の機能を兼ねる場合は、調査研究活動のほか、その他の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合（以下「按分率」という。）等によって経費を按分し、調査研究活動に要した経費相当額のみを原則2分の1を上限として政務調査費から支出することとされている。なお、事務所設置状況報告書において、自宅兼用の場合は賃貸物件であっても賃借料は計上できないとされている。

事務所費に係る政務調査費の支出のうち、親子間での事務所の賃貸借に関しては、平成18年7月19日大阪地裁判決を引用している平成19年12月26日大阪高裁判決において、「議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、（中略）賃貸借契約が実態を欠くものであると推認することはできず、（後略）」とされている。

また、後援会事務所と政務調査活動のための事務所を兼ねているものに関しては、平成19年4月26日仙台高裁判決において、「ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、（中略）按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。」とされている。

請求人は、議員又は親族が所有する建物、あるいはそれらの者が実質的に経営に関与している会社が所有する建物を賃借している案件、後援会が賃料、光熱水費を支払い、議員がその一部を負担している案件、賃貸マンションを自宅兼事務所として賃借している案件及び私的使用の駐車場を賃借している案件を指摘し、いずれも本来、政務調査費から支出できない不当な支出であると主張する。また、警備保障費について、政務調査活動の直接経費でないことから政務調査費の充当は認められないと主張する。

このため、証拠書類の添付様式、事務所設置状況報告書、建物賃貸借契約書等の証拠書類及び関係人調査により適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、事務所光熱水費について、計算誤りが認められた案件1件10円、領収書の添付誤りが認められた案件3件16,764円、按分の率の誤りが認められた案件29件14,831円について政務調査費の支出の対象外とした。

これ以外の支出について、請求人が指摘する、親族等が所有する建物及び後援会から賃借をしている事務所の関係については、その賃借料が政務調査費の支出対象か否か政務調査費マニュアルに直接定めはないが、上記判決のとおり、親族間の賃借関係及び後援会との賃借関係について政務調査費からの支出を認めていること、政務調査費マニュアルの運用において、議員やその親族が役員を務める会社等との事務所の賃貸借契約について、社会通念上相応の賃貸借契約が締結され家賃の収受が領収書等により確認できる場合は政務調査費として認められる経費とされていること、また、賃貸マンションを自宅兼事務所としている案件について該当がなかったこと、私的使用の駐車場とされる案件について政務調査活動での使用が認められたこと、会派においてもこれらの案件について適切と判断し支出を認めていること、証拠書類で賃借の事実や按分して支出していることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

また、警備保障費については、政務調査費マニュアルに具体的な記載はないが、事務所の管理経費として光熱水費の処理に準じた運用をしていること、政務調査費マニュアルの運用において政務調査費からの支出が認められる事例とされていること、会派においても事務所の安全性を確保するための経費と判断し支出を認めていること、証拠書類で按分して支出していることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

なお、請求人が「議員又は親族が所有する建物、或いはそれらの者が実質的に経営に関与している会社が所有する建物を賃借している場合、賃料支払の事実を認めることはできない」として引用した平成22年3月26日熊本地裁判決においても、合理的な立証があれば、政務調査費からの支出が認められるとしていることを付言する。

(ウ) 視察費

政務調査費マニュアルでは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として調査研究費が認められ、視察経費もその対象となっている。また、活動記録票による実績報告を行うことで調査研究活動であることを確認する、調査研究活動報告書の主なものを収支報告書に添えて提出する等とされている。

平成19年12月19日仙台高裁判決では、「調査研究活動としての出張においては調査結果等の報告書面の作成が制度的に求められておらず、出張の結果内容が保存されていないことの一事をもって、当該出張が調査研究活動でなくなるとは言えない」とされている。また、平成19年2月9日札幌高裁判決では、「調査活動の結果をどのように取り扱うかは、独立の存在として会派の存在が認められている以上、各会派の判断は、尊重されなければならない、活用については会派の裁量権にゆだねられるもの」とされている。

請求人は、報告書未提出の視察は政務調査費マニュアルに反し、具体的な視察の内容や当該視察がどれほど県政に資するかが明らかにならないので、政務調査費の充当は認められず、また、視察目的・行先・視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修等と考えられるものについては、政務調査活動とは認められないと主張する。

このため、証拠書類の添付様式、活動実績表、活動記録票、調査研究活動報告書等の証拠書類及び関係人調査において、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において、調査研究実施計画に位置付けられている事業に照らし適切なものと判断し、その支出を認めていること、また、証拠書類や関係人調査において、事業名、出張日時、事業目的、支払等の内容について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

(I) その他の個別事項

請求人は、放射能測定器の購入は、議員活動又は後援会活動として活用したものと推測され、政務調査活動とは認められないと主張する。

このため、関係会派への関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において調査研究実施計画に位置付けられている事業に照らし、適切なものと判断してその支出を認めていること、また、証拠書類において、事業名、支出の事実等を確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

また、関係人調査において、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、県内各地で放射能汚染を心配する県民の不安払拭のため、行政の定点観測以外の場所について計測調査していること、計測データを公表し依頼がある場所の測定をしていること、県民から貸出しの要望があった場合は無償で貸出しその調査結果を確認していること、地元自治体の貸出回数には制限があり、計測調査依頼を受けることが多いことから複数台購入したこと、などを併せて確認した。

その他、請求人が明細書で摘示している案件等について、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、錯誤により宿泊費及び食卓料を充当していた案件2件22,140円、政務調査費の対象外経費が控除されていなかった案件2件4,000円について政務調査費の支出の対象外とした。

これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類の添付様式等の証拠書類において支払の事実等について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

なお、錯誤により宿泊費及び食卓料を充当していた案件2件22,140円については、平成25年7月5日付けで元気クラブから、収支報告書等修正届の提出があったことを確認した。

イ 研修費

政務調査費マニュアルでは、会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費として認められ、会費、参加費等が例示されている。また、研修費に係る交通費及び宿泊費の使途基準の考え方は、調査研究費と同じとされている。

請求人は、明細書に記載した案件について、視察目的・行先・視察内容や視察報告書の内容等からみて、個人的な旅行・研修等と思われ、政務調査活動とは認められないと主張する。

このため、関係人調査において、視察や研修の事実関係及び適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、政務調査活動と認められなかった案件2件193,450円について政務調査費の支出の対象外とした。これ以外の支出については、会派において調査研究実施計画に位置付けられている事業に照らし、適切なものと判断し、その支出を認めていること、また、証拠書類において、事業名、出張日時、事業目的、支払等の内容について確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

ウ 会議費

政務調査費マニュアルでは、県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取する等、政務調査のた

めに会派及び会派から委託された議員が開催する各種会議に要する経費として認められ、会場費や食糧費（茶菓等）が例示されている。また、活動記録票による実績報告を行うことで、調査研究活動であることを確認する等とされている。

請求人は、毎週のようにホテルで会議を行っている案件や、政務調査費マニュアルで支出対象外としている、飲食、懇親を主目的とするものに当たることが容易に推測される居酒屋、すし屋及びレストランで会議を行っている案件などについて、政務調査活動とは認められず、本件用途基準に適合しない違法・不当な支出であると主張する。

このため、証拠書類の添付様式、活動記録票等の証拠書類及び関係人調査によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、いずれの会議等についても会議開催の事実と開催に伴う会場費や茶菓等の支出について確認したこと、関係人調査において、会合の主たる目的が県政に係る意見交換であることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

なお、政務調査費マニュアルの運用において、結婚式場等を会議の場所として利用した際の会場費、茶菓代及びこれらに類するものについては、政務調査費として認められる事例とされている。

エ 資料作成費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動に必要な資料を作成するために要する経費として認められ、印刷製本費、写真代、パネル等作成費が例示されている。

請求人は、明細書で摘示している案件について、本件用途基準に適合しない違法・不当な支出であると主張する。

このため、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、会派において、会派の調査研究に関連するものかどうか確認していること、県政報告書等の成果物の内容から会派の調査研究に関連するものと認められること、また、後援会宛の領収書に係るものについて会派において議員の政務調査活動か否か確認していること、証拠書類によって按分して支出していることを確認したことから、いずれについても違法又は不当な支出とは言えない。

また、請求人は、一部議員のホームページ作成費は政務調査活動に必要な支出とは認められないと主張する。このため、関係会派への関係人調査及び証拠書類によって確認したところ、当該ホームページには政務調査活動に関するものとそれ以外のものとが混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとは認められないことから、当該費用の半額1件100,500円について、政務調査費の支出の対象外と判断した。

平成22年11月5日東京高裁判決においても「B議員のウェブサイト（ホームページ）にはB議員の個人宣伝的な側面と市政報告的な側面が混在し、その読者に訴える力はいずれかが明らかに強いとはいえないから、その更新に要する費用の半額を政務調査費から支出することは許される」との判断を示している。

なお、関係人調査において当該費用はホームページの更新費であること、また、ホームページの作成費及び維持管理費は、政務調査費マニュアル等において広報費とされていることを併せて確認した。

オ 資料購入費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動に必要な図書・資料等の購入に要する経費として、書籍購入代、新聞購読料等幅広く認められ、また、資料の内容及び購入数量の妥当性を確認する等とされている。

また、平成19年2月9日札幌高裁判決では、「会派の活動は、（中略）その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、（中略）極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされ、平成20年12月26日静岡地裁判決では、「政務調査費により購入された図書、資料等と調査研究との関連性の判断については、当該会派の判断（裁量権）を尊重すべきであるから、政務調査費は、市議会議員としての具体的な調査研究活動と直接的な関連性を有する図書、資料購入に限定する必要はなく、市議会議員としての政治活動全般に必要な、有益な知識を得るために必要な図書、資料購入に支出されれば足りるというべきであり、（後略）」とされている。

請求人は、図書、雑誌、宗教団体の新聞等の明細書に記載した案件については、資料の内容等から政務調査活動に必要な資料とは認められないと主張し、また、年間購読料の前払も認められないと主張する。

このため、議会事務局への監査、会派への関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によっ

て、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、新聞等について、後援会宛の領収書において按分されていなかった案件10件14,652円、証拠書類として不適当な領収書に係る案件7件31,550円を確認したので政務調査費の支出の対象外とした。これ以外の支出については、会派においてもその支出を認めていること、証拠書類により支出の事実を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。また、錯誤により、研修会参加費を資料購入費として支出していた案件を併せて確認した。

年間購読料の前払については、議会事務局において費用発生時点における前払は可能であるとしていること、平成18年11月8日東京高裁判決において「ウェブサイトの管理料1年分を一括で支払うということは管理料の支払方法として十分首肯できるものである」としていることから、違法又は不当な支出とは言えない。

なお、会派の政務調査活動の対象は広範囲なものであり、会派の広範な裁量の下で行われるものであること、また、資料購入については、議員としての具体的な政務調査活動と直接関連を有するものに限定する必要はなく、議員としての政治活動全般に必要な、有益な知識・情報を得るために必要な図書、資料購入も認められるものであることは、上記判決のとおりである。

カ 広報費

政務調査費マニュアルでは、会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費として認められ、広報紙等の印刷代、ホームページ作成費等が例示されている。

また、政務調査費施行規程別表において広報活動に要する交通費が、政務調査費マニュアルの運用においてホームページの維持管理費が、それぞれ対象経費として例示されている。

平成23年1月19日宇都宮地裁判決においても、広報費については、「市議会において、市民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、市民の意思を収集、把握することは議員の調査研究活動の一つとして重要であるところ、議員活動及び市政に関する政策等を市民に周知させることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができる。」として、「広報費は、調査研究活動に直接用いられる費用ではないとしても、上記の意味において、調査研究の前提としてそのために有益な活動を行う場合の必要経費といえることができるから（中略）「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するというべきである。」とされている。

(7) 街頭演説のための交通費

請求人は、街頭演説のための交通費について、街頭演説は政党活動にほかならないから、政務調査費としての支出は許されないとし、また、政務調査費マニュアルの運用においても、政務調査費として認められない事例として挙げられていると主張する。

請求人の主張する政務調査費マニュアルの運用では、いわゆる「辻立ち」（街頭演説だけ）による広報活動を、政務調査費として認められない事例としているが、県民からの意見等を収集、把握する手段、方法等が明示されていて、いつでも県民の意見を受信できる場合には、これを認めている。

このため、関係会派への関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、本件については、県民意見を受信できる手段を講じた広報活動であることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。

(イ) その他の個別事項

その他、請求人が明細書で摘示している県政報告に係る広報紙等の印刷代、ホームページ作成費、同維持管理費等について、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。

その結果、県政報告用資料において適切な按分がなされていなかった案件1件4,500円、ホームページ更新料において適切な按分がなされていなかった案件2件47,722円を確認したので政務調査費の支出の対象外とした。

これ以外の広報紙等の印刷代、ホームページ作成費、同維持管理費等については、関係会派において、記載内容や按分方法を確認した上で支出していること、証拠書類によりそれぞれの支出の事実を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。

なお、請求書本文で広報費としている、デジタルカメラやパソコンの購入については、事務費であることを確認した。

キ 事務費

政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動に伴う事務処理に必要な経費として認められ、

- 備品に係る購入費やリース代、郵送料や電話料等の通信費、消耗品の購入費等が例示されている。
- (7) デジタルカメラ、パソコン及び携帯電話の購入について
請求人は、デジタルカメラ、パソコン及び携帯電話の購入は、趣味の範囲や私生活での使用のためであると考えられるから、政務調査費としての支出は許されないと主張する。
このため、議会事務局への監査、会派への関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。
その結果、議会事務局において、政務調査活動に使用されるものであればその支出を認めること、政務調査費マニュアルの運用において、パソコン、デジタルカメラ等の備品（政務調査活動に資するものに限る）の購入等が認められる事例とされていること、証拠書類により支出の事実を確認したこと、会派において、購入した備品の所有権は会派に帰属するとしていることから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。
- (イ) 事務費を後援会が支払っている案件について
請求人は、後援会宛の領収書が散見されることから、後援会が支払った経費に政務調査費を充当することは、政務調査費で後援会経費を賄うことにほかならないのであり、政務調査費としての支出は許されず、政務調査費マニュアルの運用においても、政務調査費として認められない事例として挙げられていると主張する。
このため、関係人調査、証拠書類の添付様式等の証拠書類によって、適切に支出されたか否かを確認した。
その結果、後援会宛の領収書の場合、会派では、当該領収書について、議員の政務調査活動をj確認していること、証拠書類によって按分して支出していることを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。
- (ロ) その他の個別事項
その他、請求人が明細書において摘示している案件等について、証拠書類の添付様式等の証拠書類や関係人調査によって確認した。
その結果、按分率の適用誤りが認められた案件25件18,662円、その他政務調査費の充当が不適当な経費等と認められた案件2件2,157円を確認したので、政務調査費の支出の対象外とした。これ以外の事務費については、証拠書類等によりそれぞれ支出の事実などを確認したことから、違法又は不当な支出とは言えない。
- ク 人件費
政務調査費マニュアルでは、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するための経費として認められ、また、その経費按分については、按分率に応じて按分するが、原則2分の1を上限とし、議員1人当たり月額15万円を超えない範囲とすること、議員の親族を政務調査活動の補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でないが、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務調査費を充当することができるものとする等とされている。
請求人は、明細書に記載した案件について、領収書の受領者名が黒塗りされていることから、誰に支払ったのか、真実支払いがなされたのか確認することが不能であり、支払の事実が認められないと主張する。また、事務員等が政務調査に従事した割合も、議員が政務調査活動に従事した割合と同様であることから、その額は収支報告書記載のように多額にはならず、包括的にあらゆる分野の調査について1社に業務委託している案件については、自らによる調査を外部に丸投げしているようなものであり認められないなどと主張する。
このため、受領者名が黒塗りされていない、政務調査業務勤務実績表・領収書、政務調査業務補助・臨時補助職員出勤簿兼領収書、契約書等の証拠書類や関係人調査により、受領者名及び親族関係の存否、資料収集・整理等の政務調査活動状況、業務の指示監督状況、政務調査費マニュアルどおりの按分方法により支出されたか否かを確認した。
その結果、指摘のあった業務委託も含め、受領者名、額等を確認したことから、いずれも違法又は不当な支出とは言えない。
併せて請求人は、源泉徴収義務者であり徴収義務が発生しているにもかかわらず、源泉税が納付された形跡がないことから、人件費の支払の事実が認められないと主張するが、政務調査費マニュアル等において、本件納付手続に係る証拠書類の提出などを求めておらず、また、請求人の主張する納付手続が確認できないことをもって、人件費の支払の事実がなかったと認めることはできないことから、違法又は不当な支出とは言えない。
- (4) 監査の結果

以上、監査の結果、とちぎ自民党議員会が支出した政務調査費のうち、調査研究費（交通費）で3件4,580円、調査研究費（事務所費）で2件13,084円、調査研究費（その他）で2件4,000円、資料購入費で10件14,652円、広報費で2件47,722円、事務費で1件525円、合計で20件84,563円を、みんなのクラブが支出した政務調査費のうち、調査研究費（交通費）で1件3,182円、調査研究費（事務所費）で31件18,521円、研修費で2件193,450円、資料作成費で1件100,500円、資料購入費で7件31,550円、広報費で1件4,500円、事務費で4件2,640円、合計で47件354,343円を、民主党・無所属クラブが支出した政務調査費のうち、調査研究費（交通費）で1件2,220円、事務費で22件17,654円、合計で23件19,874円を違法又は不当なものとして判断し、政務調査費の返還を求めるべき支出と認定した。

3 勧告

以上述べた判断により、本件住民監査請求における請求人の主張には一部理由があるものと認め、法第242条第4項の規定により、知事に対し、次の措置を講じることを勧告する。

本件監査において指摘したとちぎ自民党議員会に対する返還所要額84,563円、みんなのクラブに対する返還所要額354,343円、民主党・無所属クラブに対する返還所要額19,874円について、政務調査費条例第11条の規定に基づき返還請求を行うこと。

措置についての期限は、平成25年9月末日とする。

上記の勧告に係る事項については、法第242条第9項の規定により、期日までに講じた措置の内容を速やかに監査委員に通知されたい。

4 意見

監査の結果については以上のとおりである。この結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

(1) 使途の透明性の確保について

近年、政務調査費の使途等については、全国的に住民監査請求や住民訴訟が提起され、本県においても、昨年度に続き住民監査請求が提出されるなど、政務調査費のあり方、使途等に関し、県民の関心には引き続き高いものがあり、議会自らが県民に対し、より一層の説明責任を果たすことが求められているところである。

こうした中、政務調査費制度については、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成25年3月1日に施行され、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、その対象となる経費の範囲が拡大されるとともに、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定め、併せて、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。

上記、地方自治法の改正を受けて、栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年栃木県条例第3号）が平成25年3月1日に施行され、法律の要請である、議長が政務活動費の使途の透明性の確保に努めることについて、同条例で重ねて明記しているところである。

今後も、これら改正の趣旨を踏まえ、一層の使途の透明性を確保するとともに、県民に対し十分な説明責任を果たされるよう要望する。

(2) 按分率の適用について

政務調査費マニュアルに基づき算出した按分率の適用に当たって、その具体的な適用方法等が明確にされていないことから、議員が会派経理責任者に証拠書類等を報告した月の政務活動実績率を適用している事例や、数ヶ月の政務活動実績率の平均値を適用している事例など、会派間や議員間で統一的な運用がなされていないことが認められた。

このため、按分率の適用について、今後、他県の状況なども踏まえ検討を行い、統一的な運用がなされるようマニュアル等の整備に努められたい。